様式第1号(第3条関係)

年　　月　　日

江津市水道事業管理者　様

施設所有者　住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

請書

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の所在地 | 　江津市　　　　町　　　　　　　　　　　番地 |
| 施設の名称 | 　 |
| 管理責任者 | ㊞　　　　 |

　上記施設に係る受水タンク以下の申込みに当たっては、江津市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の指示する下記許可条件を厳守します。

記

　(管理責任)

1　受水タンク以下の装置(以下「タンク以下装置」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置ではないので、タンク以下装置及びそれにより供給される水の水質及び衛生等の管理は、管理責任者が責任をもって行うこと。

　(管理上の対策)

2　前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事及び水質管理等については、修繕工事を行う者の指定等事故発生時における具体的な対策を設けること。

|  |
| --- |
| 施設所有者が指定する江津市水道事業指定給水装置工事事業者 |
| 　　住所　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 　当社は、前記申込み施設内で発生する給水に関する事故について、責任をもってお請けします。 |

　(装置)

3　タンク以下装置は、給水装置の構造及び材質に関する水道法及び水道法施行令(昭和32年政令第336号)に定める基準に適合していること。

　(量水器)

4　受水タンクの上流には、管理者が定める量水器(以下「親量水器」という。)を設置する。

5　施設所有者がタンク以下装置に各戸の量水器(以下「子量水器」という。)を設置する場合は、管理者の指定する量水器を取り付け、検定期限の満了及び故障の場合は、取替えるものとする。

　(水道使用料の算定)

6　水道使用料は、親量水器の検針水量により算定して施設所有者に請求する。施設所有者は、各戸から分割徴収し、まとめて管理者に納付するものとする。なお、親量水器の検針水量が子量水器の指示水量の総和を超える場合は、その差の水量はタンク以下装置の中で使用されたものとみなす。

7　タンク以下装置の飲料水の供給条件(料金・維持管理等)を施設利用者に周知納得させること。なお、各戸の使用者においてこの条件につき問題を生じたときは、施設所有者の責任において解決すること。

　(届出義務)

8　タンク以下装置に関する下記の事項に異動又は変更を生じたときは、管理者に届出ること。

　(1)　タンク以下装置の所有権

　(2)　タンク以下装置の施設管理者及び指定給水装置工事事業者

　(3)　その他必要な事項

　(条件の変更)

9　江津市水道事業給水条例(平成10年江津市条例第9号)、江津市水道事業給水条例施行規程(平成29年江津市水道事業管理規程第8号)及び受水タンク以下の装置の取扱について改正のあった場合は、この条件を変更することができる。